

「量の見込みの算出について」

平成26年5月30日
呉市保健福祉審議会「児童専門部会」

1 「量の見込みの算出」の趣旨及び算出方法の考え方について

(1) 「量の見込み」の算出の趣旨

- ・ 「量の見込み」は「子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項
- ・ 教育・保育施設等の認可・認定申請の際の需給調整の判断の根拠
- ・ 「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行い、提供体制の確保の内容及び実施時期について、事業計画に定めることになっている。

(2) 「量の見込み」の算出方法の基本的な考え方

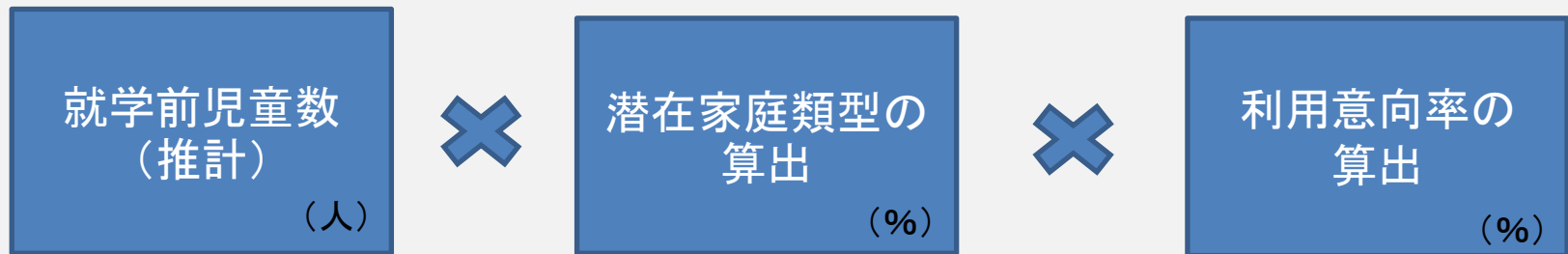
- ・ 「量の見込み」は現在の利用状況＋利用希望を踏まえて定める必要があることから、国が示す全国共通の算出方法により、ニーズ調査結果を活用し算定する。
- ・ 算定結果が利用実態に比べ乖離が生じる場合には、子ども・子育て会議の議論等を経て必要な補正を行うこととする。

【全国共通で「量の見込み」を算出する項目(教育・保育施設関係)】

対象項目		対象児童年齢	
1	教育標準時間認定(認定こども園, 幼稚園)〈専業主婦(夫), 就労時間短家庭〉	1号認定	3～5歳
2	保育認定①(幼稚園) 〈共働きであるが幼稚園利用希望〉	2号認定	3～5歳
3	保育認定②(認定こども園, 保育所)	2号認定	3～5歳
4	保育認定③(認定こども園, 保育所, 地域型保育)	3号認定	0歳
5	保育認定③(認定こども園, 保育所, 地域型保育)	3号認定	1～2歳

2 「量の見込み」の算出方法の概要

(1) 「量の見込み」の算出方法のイメージ



①就学前児童数の推計

計画期間中の就学前児童数はH22～26年の実績値を基に推計

②「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査をもとに、父母の有無及び就労状況により分類した「現在の家庭類型」に母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出

③各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答をもとに施設や事業の利用意向割合(率)を算出

④「家庭類型別児童数」の算出

「就学前児童数(推計)」×「潜在家庭類型割合(%)」=「家庭類型別児童数(人)」

⑤「量の見込み」の算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(%)」=「量の見込み(人)」

2 「量の見込み」の算出方法の概要

(2) 家庭類型の分類（8つのタイプに分類）

- ・現在の家庭類型（父母の有無と就労状況）と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類（タイプ）ごとの分類を算出
- ・算出した家庭類型の種類ごとの構成割合（%）をもとに各認定区分（1号～3号）の見込み量を算出する。

タイプ	父母の有無と就労状況(家庭類型)	事業の分類
タイプA	ひとり親家庭	保育認定①(2号認定) 保育認定②(2号認定) 保育認定③(3号認定)
タイプB	フルタイム×フルタイム	
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	教育標準時間認定(1号認定)
タイプD	専業主婦(夫)	
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育認定①(2号認定) 保育認定②(2号認定) 保育認定③(3号認定)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	教育標準時間認定(1号認定)
タイプF	無業×無業	

※下限時間は、現行の下限設定の主要な時間帯である48時間～64時間の間で市が設定

※共働き家庭幼稚園利用のうち、アンケート結果から「幼稚園の利用希望が強い」家庭は、保育認定①(教育希望強い)に分類する。

2 「量の見込み」の算出方法の概要

(3) 教育・保育の量の見込みの算出

【潜在家庭類型概念図】

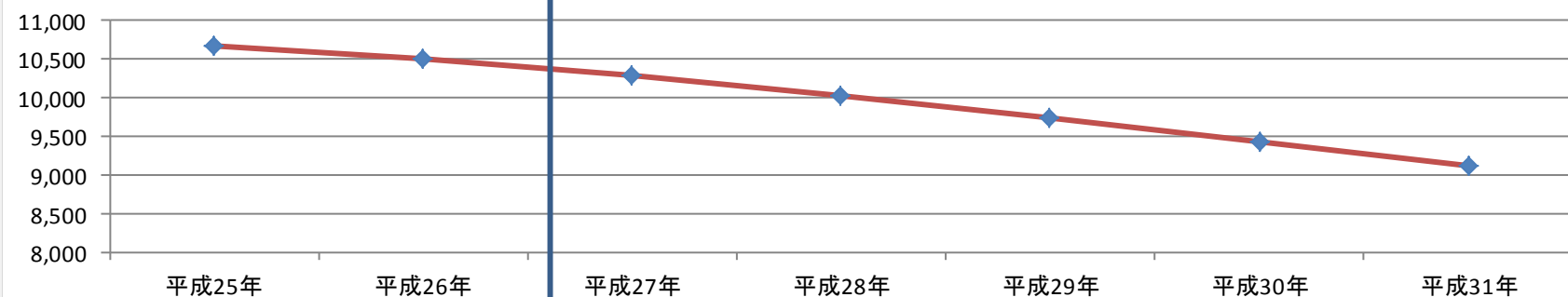
母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'	
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

3歳未満児 タイプA B C E → 保育認定③
 タイプC' D E' F → 在宅，地域子ども・子育て支援事業等
 3歳以上児 タイプA B C E → 保育認定②，保育認定①(幼稚園希望)
 タイプC' D E' F → 教育標準時間認定

3 「量の見込み」の具体的な算出方法（就学前児童数の推計）

（1）就学前児童（0歳～5歳）数の推計

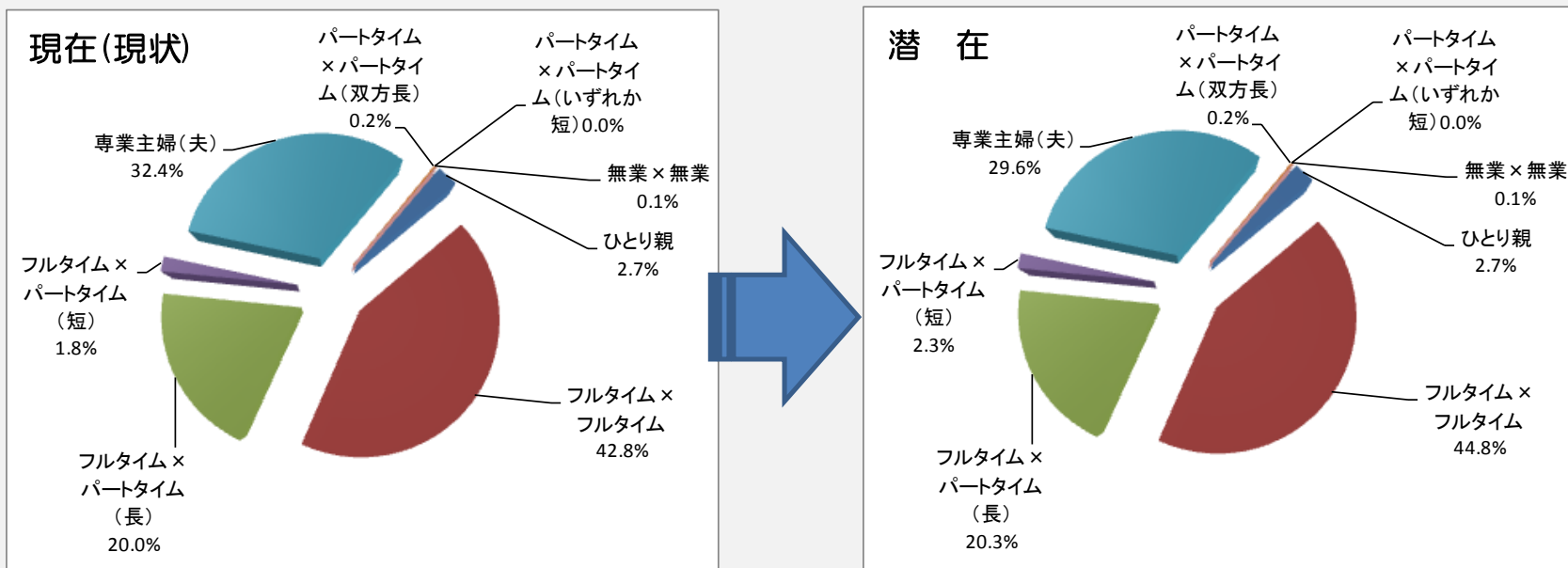
年齢	計画期間						
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,669	1,631	1,600	1,561	1,519	1,468	1,404
1歳	1,758	1,695	1,629	1,598	1,559	1,513	1,465
2歳	1,807	1,763	1,688	1,629	1,595	1,558	1,502
3歳	1,814	1,794	1,766	1,685	1,625	1,598	1,551
4歳	1,802	1,818	1,795	1,766	1,677	1,619	1,596
5歳	1,813	1,804	1,803	1,795	1,768	1,675	1,605
計	10,663	10,505	10,281	10,034	9,743	9,431	9,123
前年比		-158	-224	-247	-291	-312	-308



【推計方法】 コーホート変化率法（年齢ごとの一定期間における変化率）により平成26年3月31日の住民基本台帳人口を基準に推計

3 「量の見込み」の具体的な算出方法（現在の家庭類型と潜在家庭類型）

(2) 家庭類型（現在及び潜在）



家庭類型		現在(%)	潜在(%)
タイプA	ひとり親	2.7	2.7
タイプB	フルタイム×フルタイム	42.8	44.8
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	20.0	20.3
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	1.8	2.3
タイプD	専業主婦(夫)	32.4	29.6
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方長)	0.2	0.2
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれか短)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.1	0.1

3 「量の見込み」の具体的な算出方法（見込み量の暫定値）

(3) 教育・保育の見込み量

1 教育・保育利用実績

平成26年1月

教育・保育利用実績	1号認定	2号認定		3号認定		計
	(3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳	
	2,539	421	2,368	390	1,272	6,990



2 ニーズ調査結果から割り出した「教育・保育の利用見込み量」【国手引きどおりで算出】

教育・保育利用見込み量	1号認定	2号認定		3号認定		計
	(3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳	
	1,620	720	2,950	700	1,980	7,970

◎ 「利用実績＝6,990」と「ニーズ調査結果（国手引き）＝7,970」の差が『980』

実態と乖離しているため「3(4) ニーズ調査結果と量の見込みの関係」による補正を実施

3 ニーズ調査結果から割り出した「教育・保育利用見込み量」の《補正值》←【暫定値】

教育・保育利用見込み量	1号認定	2号認定		3号認定		計
	(3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳	
	1,620	720	2,950	490	1,580	7,360

教育・保育の平成27年度の利用見込み量は概ね『7,360』程度と考えられます。

※ 『7,360』は暫定値です。将来、変更する可能性もありますのでご了承ください。

3 「量の見込み」の具体的な算出方法（補正の考え方）

(4) ニーズ調査結果と量の見込みの関係

- ・国が示す手引きに基づき「量の見込み」を算出することとしているが、3号認定（0～2歳）の見込み量が利用実態に比べ乖離している結果が出ていることから利用実態に応じた補正を行うこととする。

問17-4

現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育事業」を利用していない理由

1. 利用する予定がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の知人・友人がみている
4. 利用したいが、保育・教育事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の利用できる時間帯の条件があわない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業ではない
8. 子どもがまだ小さいため、
（●歳くらいになったら利用しようと考えている）

利用の必要がない

利用希望の補正（3歳未満児）

- 複数回答のうち、1，2を選択している場合は、1，2を優先し利用希望から控除する。
- 8の回答のうち、3歳以上になったら利用したいと回答した家庭は、利用希望から控除（利用実態も、3歳以上の教育・保育施設の利用率は9割を超えている。）
- 8の回答のうち、3歳になるまでに預けたいという希望があり、育休復帰や就労等の実現性の高い家庭を将来的な利用有りとしてカウントする。

3 「量の見込み」の具体的な算出方法（供給不足の状況）

4 利用実績（現状）から算出した提供量

平成26年1月

提 供 量	1号認定	2号認定		3号認定		計
	(3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳	
	2,920	0	2,342	253	1,145	6,660
参考（1教育・保育利用実績）	2,539	421	2,368	390	1,272	6,990

※ 提供量の算出方法

- 1 「定員内」の施設の場合 → 『利用者数』を「提供量」として算出
- 2 「定員オーバー」の施設の場合 → 『定員数』を「提供量」として算出

5 提供量と教育・保育利用見込み量【暫定値】の差

区 分	1号認定	2号認定		3号認定		計
	(3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳	
提 供 量	2,920	0	2,342	253	1,145	6,660
教育・保育利用見込み量【暫定値】	1,620	720	2,950	490	1,580	7,360
差	1,300	-720	-608	-237	-435	-700

- 計算上、「700人」が施設を利用できないということになります。
- 提供区域別に見ると「中央・宮原・警固屋」「阿賀・広・仁方・郷原」「昭和」区域の不足数が多くなっています。

☆ 提供量不足の解消に向けた「確保方策」の検討

- ◎ 今後の就学前児童(0歳~5歳)数の減少傾向等を踏まえ、「既存施設の活用」を基本に検討します。（公定価格の仮単価の提示を受けた後、設置者の意向調査を実施する予定）

4 保育認定の就労時間に係る下限の設定について

(1) 保育の必要性の認定

- ・ 保育の必要性の認定区分には、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2区分を設定することとなる。
- ・ 「保育標準時間認定」は、主にフルタイムの就労を想定(月120時間以上)
- ・ 「保育短時間認定」は、主にパートタイムの就労を想定し、市町村が定める下限時間以上、月120時間未満の就労
- ・ 就労時間の下限は、月48時間～64時間の間で設定することとなる。

(2) 本市における現在の運用

- ・ 保育に欠ける要件のうち、就労時間の下限は設定していない。

(3) 下限時間の設定の方向性

- ・ 待機児童が発生している場合には、優先順位との関係で必然的に下限時間は高めに設定することとなる。(下限設定と量の見込みは密接に関係)
- ・ 下限時間数未満の就労の場合、一時保育等の利用が可能となるよう、受入体制の整備もあわせて検討する必要がある。

待機児童の発生していない現状においては、最も少ない月48時間で設定する

参考 教育・保育提供区域（第2回児童専門部会において承認）

第1案（7地域）

- ◆高齢者福祉計画等の日常生活圏域を参考とし、幼稚園、保育所の利用実態を踏まえ、地区外利用の高い地区を結合（区域内平均児童数：約1,540人）

提供区域	人口	就学前 児童数	幼稚園		保育所		地域内施 設利用率
			設置数	利用数	設置数	利用数	
天応・吉浦	15,309	686	2	79	4	275	70.8%
中央・宮原・警固屋	66,331	2,615	10	895	16	1,019	85.4%
音戸・倉橋	19,108	514	0	0	4	309	79.4%
阿賀・広・仁方・郷原	75,087	4,238	8	1,151	16	1,453	87.8%
川尻・安浦	20,925	787	2	171	3	351	93.2%
昭和	35,027	1,800	6	634	5	560	95.5%
安芸灘地区	7,614	110	2	30	3	63	94.6%
計	239,401	10,750	30	2,960	51	4,030	90.2%